

登録免許税非課税証明に係る手続き

証明願提出

◎登録免許税非課税証明願（別紙様式2種類を各1部提出）

- ・ <県提出用>のみに「奈良県収入証紙」500円分を貼付してください。
(消印はしないでください。)
- ・ 法務局に登録されている代表役員印を2部ともに押印願います。

◎添付書類 …… 各1部

- ① 責任役員会議事録の写し（代表役員が原本証明をしたもの）
 - ア 土地・建物の取得に係るものは、取得を決議したもの。
 - イ 建物の新築に係るものは、建築を決議したものと及び建物保存登記を行うことを決議したもの。
- ② ①以外で規則により必要とされている手続きがある場合はそれを経たことを証する書類の写し（代表役員が原本証明をしたもの）
(例：総代会の同意書、包括法人の承認書 等)
- ③ 対象物件の使用説明書（宗教の用に供していることを具体的かつ詳細に説明したもので、当該物件を使用して行う儀式行事の開催状況や参加人数、施設の必要性等を具体的に記載したもの。なお、末尾に代表役員記名・押印のこと。)
- ④ 対象物件の登記事項証明書（新築建物の場合は表示登記が必要）
- ⑤ 所有権移転登記の場合、法人が所有することを証明する書類（代表役員が原本証明をしたもの）
 - ア 売買の場合は、売買契約書の写し
 - イ 寄付の場合は、寄付証書の写し
 - ウ 交換の場合は、交換契約書の写し
 - エ 上記以外の場合は、その他所有することを証明するもの
(例：建物新築の場合→建物引渡書 等)
- ⑥ 土地の場合
 - ア 土地の形状がわかる図面（地積測量図面等）
 - イ 法務局備付けの公図又は地籍図並びに地積測量図の写し（転写年月日、備付け法務局名を記載の上、転写した者が記名・押印すること）
 - ウ 敷地内における建物配置図（建物用途を明記したもの）
 - エ 地目が農地の場合は、農地転用許可書の写し
- ⑦ 建物の場合
 - ア 敷地内における建物配置図
 - イ 対象建物の平面図（各部屋の用途・名称を明記したもの）
 - ウ 建築確認通知書及び検査済証の写し
- ⑧ 付近の見取図、位置図
- ⑨ 対象物件の写真
 - ア 対象物件が特定できるように撮影したもの
 - イ 境内地の場合は、礼拝施設の主神等を撮影したものを含める。
 - ウ 建物の場合は、外観及び各部屋内部を撮影したものを含める。

※なお、宗教法人法第23条（財産処分等の公告）に該当する場合は、公告証明書、公告文の写し及び公告時の写真の添付が必要です。

(所轄庁が奈良県知事以外の宗教法人の場合)

- ⑩ 宗教法人登記事項証明書
- ⑪ 宗教法人規則（代表役員が原本証明をしたもの）

現地確認

証明

※証明願のうち<証明用>の方に県が奥書証明します。